

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市市税条例(第 37 号議案関係)(専決)	1
○ 舞鶴市介護保険条例(専決)	10
○ 舞鶴市市税条例(第 39 号議案関係)(専決)	11
○ 舞鶴市後期高齢者医療に関する条例(専決)	12
○ 舞鶴市固定資産評価審査委員会条例	13
○ 舞鶴市市税条例(第 1 条関係)(第 43 号議案関係)	14
○ 舞鶴市市税条例(第 2 条関係)(第 43 号議案関係)	29
○ 舞鶴市市税条例(第 3 条関係)(第 43 号議案関係)	31
○ 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第 1 号)	45
○ 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 31 号)	47
○ 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 38 号)	50
○ 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 29 年条例第 28 号)	52
○ 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 29 年条例第 37 号)	53
○ 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年条例第 33 号)	54

○ 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年条例第 23 号)	59
○ 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例	61
○ 舞鶴市手数料条例	67
○ 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	71
○ 舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	73
○ 舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	77

舞鶴市市税条例旧新対照表(第 37 号議案関係)

旧	新
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは<u>単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しな</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>

旧	新
<p>ればならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)<u>第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項</u>又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 から 17 まで (略)</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第 54 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。))の</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)<u>第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項</u>又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 から 17 まで (略)</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第 54 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。))の</p>

旧	新
<p>指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1 項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 23 条第 1 項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第 42 条第 2 項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第 23 条第 1 項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者</p>	<p>指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1 項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>6 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 23 条第 1 項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第 42 条第 2 項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第 23 条第 1 項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者</p>

旧	新
<p>とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定</p>	<p>とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定</p>

旧	新
<p>資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (<u>法第349条の3第28項</u>等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 <u>法第349条の3第28項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第29項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第30項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。 (たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</u></p> <p><u>3 (略)</u> (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を</p>	<p>資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (<u>法第349条の3第27項</u>等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 <u>法第349条の3第27項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第28項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第29項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。 (たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p><u>2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>4 (略)</u> (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を</p>

旧	新
<p>受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第 96 条第 2 項</u>に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第 96 条第 3 項</u>に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2 から 5 まで (略)</p>	<p>2 から 5 まで (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>
<p>第 7 条の 2 (略)</p>	<p>第 7 条の 2 (略)</p>
<p><u>2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>3 法附則第 15 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p>	<p><u>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p>
<p><u>4 (略)</u></p>	<p><u>3 (略)</u></p>
<p><u>5 法附則第 15 条第 29 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>	<p><u>4 法附則第 15 条第 26 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>
<p><u>6 法附則第 15 条第 30 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p>	<p><u>5 法附則第 15 条第 27 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p>
<p><u>7 法附則第 15 条第 30 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>	<p><u>6 法附則第 15 条第 27 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>
<p><u>8 法附則第 15 条第 30 項第 3 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>	<p><u>7 法附則第 15 条第 27 項第 3 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>
<p><u>9 法附則第 15 条第 31 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p>	<p><u>8 法附則第 15 条第 28 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p>
<p><u>10 法附則第 15 条第 31 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>	<p><u>9 法附則第 15 条第 28 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p>

旧	新
<p><u>11</u> 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p>	<p><u>10</u> 法附則第 15 条第 30 項第 1 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p>
<p><u>12</u> <u>法附則第 15 条第 33 項第 1 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>13</u> 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ホに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p>	<p><u>11</u> 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p>
<p><u>14</u> 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p>	<p><u>12</u> 法附則第 15 条第 30 項第 2 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p>
<p><u>15</u> 法附則第 15 条第 33 項第 3 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>	<p><u>13</u> 法附則第 15 条第 30 項第 3 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>
<p><u>16</u> 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>	<p><u>14</u> 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>
<p><u>17</u> <u>法附則第 15 条第 40 項の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>18</u> 法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>	<p><u>15</u> 法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>
<p><u>19</u> 法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p><u>16</u> 法附則第 15 条第 41 項の条例で定める割合は、零とする。</p>
<p><u>20</u> (略)</p>	<p><u>17</u> (略)</p>
<p>(令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例) 第 10 条の 2 (略)</p>	<p>(令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例) 第 10 条の 2 (略)</p>
<p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地</u>であって、令和 2 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、令和 2 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p></p>	<p>改正附則 (施行期日)</p>
<p></p>	<p>1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>

旧	新
	<p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び附則第8項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>7 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p>

旧	新
	8 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

舞鶴市介護保険条例旧新対照表

旧	新
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,410円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,410円</u>」とあるのは、「<u>31,290円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,410円</u>」とあるのは、「<u>41,170円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16,470円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,470円</u>」とあるのは、「<u>23,060円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,470円</u>」とあるのは、「<u>39,520円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和2年度分以後の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第 39 号議案関係)

旧	新
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第 7 条 <u>法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 (略)</p> <p>2 から 17 まで (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第 7 条 <u>法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条又は第 62 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条若しくは第 62 条</u>」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 (略)</p> <p>2 から 17 まで (略)</p> <p><u>18 法附則第 62 条の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)</u></p> <p><u>第 20 条 第 9 条第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(舞鶴市が行う後期高齢者医療の事務)</p> <p>第2条 舞鶴市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>(舞鶴市が行う後期高齢者医療の事務)</p> <p>第2条 舞鶴市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第8項から第13項までの規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例旧新対照表

旧	新
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5から8まで (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 委員会は、関係者(<u>審査申出人及び市長を除く。</u>)に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5から8まで (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第1条関係)(第43号議案関係)

旧	新
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の3の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円をこえる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第33条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の3の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が125万円をこえる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第33条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係</p>

旧	新
<p>る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の2の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p>	<p>る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の2の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p>

旧	新
<p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由<u>によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</u></p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところ<u>によって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)</u>の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定<u>によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)</u>がある場合<u>においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等</u>にあっては当該仮換</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由<u>により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)</u>には、<u>その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p> <p>6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところ<u>により仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)</u>の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定<u>により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)</u>がある場合<u>には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等に</u>あっては当該仮換地等に対応</p>

旧	新
<p>地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は<u>登録されている者</u>をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p>	<p>する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は<u>登録がされている者</u>をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p>

旧	新
<p><u>7</u> (略)</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>	<p><u>8</u> (略)</p> <p>(現所有者の申告)</p> <p><u>第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について</u></p>

旧	新
<p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 から 10 まで (略) (特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第 131 条 (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>6 <u>第 54 条第 6 項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第 1 項の所有者」とあるのは「第 131 条第 1 項の土地の所有者等」と、「同条第 1 項」とあるのは「同法第 23 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 2 条の 2 当分の間、第 19 条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 53 条の 13 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項(第 140 条の 7 において準用する場合を含む。)及び第 140 条第 2 項(第 140 条の 7 において準用する</p>	<p><u>は、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこ(<u>同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。</u>)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 から 10 まで (略) (特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第 131 条 (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>6 <u>第 54 条第 7 項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第 1 項の所有者」とあるのは「第 131 条第 1 項の土地の所有者等」と、「同条第 1 項」とあるのは「同法第 23 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 2 条の 2 当分の間、第 19 条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 53 条の 13 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項(第 140 条の 7 において準用する場合を含む。)及び第 140 条第 2 項(第 140 条の 7 において準用する</p>

旧	新
<p>場合を含む。)に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中</u>においては、<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第 2 条の 2 の 2 当分の間、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「<u>特例期間</u>」という。)内(法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定</p>	<p>場合を含む。)に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合</u>に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中</u>においては、<u>その年</u>における<u>当該加算した割合</u>とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第 2 条の 2 の 2 当分の間、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する<u>加算した割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「<u>特例期間</u>」という。)内(法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定</p>

旧	新
<p>する申告書の提出期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第 52 条の規定による延滞金については、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 5 条 昭和 57 年度から令和 3 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第 7 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条又は第 62 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項</p>	<p>する申告書の提出期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第 52 条の規定による延滞金については、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 5 条 昭和 57 年度から令和 6 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第 7 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条又は第 62 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項</p>

旧	新
<p>中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで<u>又は法附則第 15 条</u>から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条若しくは第 62 条」とする。</p>	<p>中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで<u>又は附則第 15 条</u>から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条若しくは第 62 条」とする。</p>
<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>
<p>第 7 条の 2 (略)</p>	<p>第 7 条の 2 (略)</p>
<p>2 から 12 まで (略)</p>	<p>2 から 12 まで (略)</p>
<p><u>13</u> (略)</p>	<p><u>13</u> <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p>
<p><u>14</u> (略)</p>	<p><u>14</u> (略)</p>
<p><u>15</u> (略)</p>	<p><u>15</u> (略)</p>
<p><u>16</u> (略)</p>	<p><u>16</u> (略)</p>
<p><u>17</u> (略)</p>	<p><u>17</u> (略)</p>
<p><u>18</u> (略)</p>	<p><u>18</u> <u>法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p>
<p>(宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>(宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>
<p>第 8 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は法附則第 15 条</u>から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、</p>	<p>第 8 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は附則第 15 条</u>から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、</p>

旧	新
<p>当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の</p>	<p>当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の</p>

旧	新
<p>3 <u>又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等</u>であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 9 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地</u>であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>3 <u>又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等</u>であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 9 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地</u>であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>

旧	新
<p>(略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第 12 条 附則第 8 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 10 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 <u>又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。</u>)に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 8 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 12 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 2 年 9 月 30 日</u>までの間(附則第 12 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 14 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用によ</p>	<p>(略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第 12 条 附則第 8 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 10 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 <u>又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。</u>)に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 8 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 12 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間(附則第 12 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 14 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には、これら</p>

旧	新
<p>り同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 33 条の 3 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 14 条の 2 昭和 63 年度から令和 2 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 2 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税</p>	<p>の規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 33 条の 3 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 14 条の 2 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税</p>

旧	新
<p>の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中舞鶴市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第10項の規定 令和2年10月1日</p> <p>(2) 第1条中舞鶴市市税条例第24条第1項第2号、第33条の3及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第2条の2、第2条の2の2第1項、第14条第1項及び第14条の2第3項の改正規定並びに第2条及び次項から附則第4項までの規定 令和3年1月1日</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(延滞金に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)附則第2条の2の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対</p>

旧	新
	<p>応する延滞金については、なお従前の例による。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>3 新条例第 24 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)、第 33 条の 3 及び第 36 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦(旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。</p> <p>5 及び 6 (略) (固定資産税に関する経過措置)</p> <p>7 新条例第 54 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>8 新条例第 54 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>9 新条例第 74 条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>10 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>11 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第2条関係)(第43号議案関係)

旧	新
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から19まで (略)</p> <p>20 <u>法附則第62条</u>の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から19まで (略)</p> <p>20 <u>法附則第64条</u>の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>)</p> <p><u>第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の2の2の規定を適用する。</u></p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>)</p> <p><u>第22条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合にお</u></p>

旧	新
	<p><u>る附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1条中舞鶴市市税条例第24条第1項第2号、第33条の3及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第2条の2、第2条の2の2第1項、第14条第1項及び第14条の2第3項の改正規定並びに第2条及び次項から附則第4項までの規定 令和3年1月1日</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第3条関係)(第43号議案関係)

旧	新
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の8の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の8、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項の規定による申告書に限る。</u>)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の8の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の8、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項の規定による申告書に限る。</u>)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>

旧	新								
<p>(6) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 52 条第 1 項及び第 4 項、第 53 条の 13 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項並びに第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団の代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 30 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第</td> <td style="text-align: center;">年額 6 万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第	年額 6 万円	<p>(6) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 52 条第 1 項、第 53 条の 13 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項及び第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団の代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業(以下この項及び第 30 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 48 条第 9 項から第 16 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第</td> <td style="text-align: center;">年額 6 万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第	年額 6 万円
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第	年額 6 万円								
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第	年額 6 万円								

旧		新	
<p>294 条第 7 項に規定する公益法人等のうち、法第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>エ 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>オ 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第 4 項において同じ。)で資本金等の額が 1 千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が 50 人以下のもの</p>		<p>294 条第 7 項に規定する公益法人等のうち、法第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>エ 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>オ 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第 4 項において同じ。)で資本金等の額が 1 千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が 50 人以下のもの</p>	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額	年額 14 万 4 千円	(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額	年額 14 万 4 千円

旧		新	
が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 15万6千円	(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 15万6千円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 18万円	(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 18万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 19万2千円	(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 19万2千円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 48万円	(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 48万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 49万2千円	(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 49万2千円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 210万円	(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 210万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 360万円	(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 360万円
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に</u></p>		<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは<u>同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p>	

旧	新
<p>満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(<u>第10項、第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)を、<u>同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第24項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第25項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 <u>内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書(<u>第9項、第10項及び第12項</u>において「納税申告書」という。)を、<u>同条第1項、第2項、第31項及び第35項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第36項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第37項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 <u>内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>

旧	新
<p>5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項又は第 19 項</u>の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項又は第 19 項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に<u>同条第 22 項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第 5 項の場合において、<u>法第 321 条の 8 第 22 項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項又は第 19 項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下</p>	<p>5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項<u>又は第 31 項</u>の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項<u>又は第 31 項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に<u>同条第 34 項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第 5 項の場合において、<u>法第 321 条の 8 第 34 項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項<u>又は第 31 項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項にお</p>

旧	新
<p>この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。)</u>がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 4 項において同じ。))に限る。)につい</p>	<p>いて「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 (略)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>ては、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 52 条第 4 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 4 項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>10</u> 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 42 項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第 12 項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第 12 項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> <u>第 10 項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>13</u> <u>第 10 項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる^{と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告に}</p>	<p><u>9</u> 法第 321 条の 8 第 52 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 52 項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第 11 項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第 11 項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> <u>第 9 項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>12</u> <u>第 9 項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる^{と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告につ}</p>

旧	新
<p>については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第10項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>いては、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>
<p>14 (略)</p>	<p>13 (略)</p>
<p>15 <u>第13項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>14 <u>第12項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>16 <u>第13項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 <u>第12項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>17 <u>第13項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第15項</u>の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(<u>同法第81条の24の3第2項</u>において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第13項後段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>16 <u>第12項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第14項</u>の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第12項後段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p>
<p>第50条 (略)</p>	<p>第50条 (略)</p>
<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、</p>

旧	新
<p>第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、<u>第2項又は第4項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する<u>申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)</u>若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書(以下この項に</p>	<p>第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項<u>又は第2項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書(以下この項において「当</p>

旧	新
<p>において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 <u>法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)</u>は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 <u>第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この</u></p>	<p>初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p>

旧	新
<p>(略)</p> <p>3 から 10 まで (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 2 条の 2 (略)</p> <p>2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 から 10 まで (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 2 条の 2 (略)</p> <p>2 当分の間、第 52 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 第 3 条中舞鶴市市税条例第 94 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 11 項の規定 令和 3 年 10 月 1 日</p> <p>(4) 第 3 条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>2 (略) (市民税に関する経過措置)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>5 附則第 1 項第 4 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4 号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)第 3 条の規定(同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和 40 年法律第 34 号。以下この項及び次項において「4 年旧法人税法」という。)第 2 条第 12 号の 7 に</p>

旧	新
	<p>規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。</p> <p>6 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>7 から 9 まで (略) (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>12 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第1号)旧新対照表

旧	新
<p>(舞鶴市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>第3条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。 <u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附則第13条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p><u>第13条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに<u>附則第6項及び第7項の規定</u> 令和元年10月1日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第3条中舞鶴市市税条例第24条の改正規定及び附則第5項の規定</u> 令和3年1月1日</p> <p>(4) 第3条(<u>前号に掲げる改正規定を除く。</u>)及び<u>附則第8項の規定</u> 令和3年4月1日</p>	<p>(舞鶴市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>第3条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。 (削除)</p> <p>附則第13条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p><u>附則第13条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに<u>附則第5項及び第6項の規定</u> 令和元年10月1日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 第3条及び<u>附則第7項の規定</u> 令和3年4月1日</p>

旧	新
<p>(市民税に関する経過措置) 2 から 4 まで (略)</p> <p><u>5</u> <u>附則第 1 項第 3 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例第 24 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)</u>の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p>	<p>(市民税に関する経過措置) 2 から 4 まで (略) (削除)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略)</p> <p>2 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 31 号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 10 まで (略) (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、舞鶴市市税条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 及び(2) (略) (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで 1,000 本につき 4,000 円</p> <p>13 から 22 まで (略)</p> <p>23 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u>前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,692 円とする。</p> <p>24 附則第 15 項から第 18 項までの規定は、前項の規定により市たば</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 10 まで (略) (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、舞鶴市市税条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 及び(2) (略) (3) 平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで 1,000 本につき 4,000 円</p> <p>13 から 22 まで (略)</p> <p>23 <u>令和元年 10 月 1 日</u>前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,692 円とする。</p> <p>24 附則第 15 項から第 18 項までの規定は、前項の規定により市たば</p>

旧			新		
こ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			こ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
附則第 15 項	前項 附則第 20 条第 4 項 平成 28 年 5 月 2 日	附則第 23 項 附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項 <u>平成 31 年 10 月 31 日</u>	附則第 15 項	前項 附則第 20 条第 4 項 平成 28 年 5 月 2 日	附則第 23 項 附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項 <u>令和元年 10 月 31 日</u>
附則第 16 項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>	附則第 16 項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>
附則第 17 項の表以外の部分	附則第 14 項 同項から前項まで	附則第 23 項 附則第 15 項、前項及び附則第 23 項	附則第 17 項の表以外の部分	附則第 14 項 同項から前項まで	附則第 23 項 附則第 15 項、前項及び附則第 23 項
附則第 17 項の表第 19 条各号列記以外の部分の項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附則第 16 項	附則第 17 項の表第 19 条各号列記以外の部分の項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附則第 16 項
附則第 17 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 15 項	附則第 24 項において準用する附則第 15 項	附則第 17 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 15 項	附則第 24 項において準用する附則第 15 項
附則第 17 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附則第 16 項	附則第 17 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附則第 16 項
附則第 17 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項	附則第 17 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
附則第 17 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附則第 16 項	附則第 17 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附則第 16 項
附則第 17 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 15 項	附則第 24 項において準用する附則第 15 項	附則第 17 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 15 項	附則第 24 項において準用する附則第 15 項
附則第 17 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附則第 16 項	附則第 17 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附則第 16 項
附則第 18 項	附則第 14 項	附則第 23 項	附則第 18 項	附則第 14 項	附則第 23 項
25 (略)			25 (略)		

旧	新
	<p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略) 2 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 38 号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 第1条の2の規定及び第2条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第17項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第5項、第14項及び第15項の規定 <u>平成31年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 第1条の2の規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第14項及び第15項において「<u>31年新条例</u>」という。)第35条の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>6から12まで (略) (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>15 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 第1条の2の規定及び第2条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第17項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第5項、第14項及び第15項の規定 <u>令和元年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 第1条の2の規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第14項及び第15項において「<u>元年新条例</u>」という。)第35条の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>6から12まで (略) (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>15 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元</u></p>

旧	新
<p>31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略)</p> <p>2 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 29 年条例第 28 号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 附則第 13 項の規定 公布の日</p> <p>(2) 附則第 12 項の規定 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u></p> <p>2 から 13 まで (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 附則第 13 項の規定 公布の日</p> <p>(2) 附則第 12 項の規定 <u>令和元年 10 月 1 日</u></p> <p>2 から 13 まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>2 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 29 年条例第 37 号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 (略) (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)附則第 2 条の 3 第 1 項の規定は、<u>平成 31 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)附則第 2 条の 3 第 1 項の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略)</p> <p>2 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年条例第 33 号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 第 2 条中舞鶴市市税条例第 94 条第 3 項各号列記以外の部分の改正規定 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u></p> <p>(5) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 48 条第 1 項の改正規定並びに同条に 8 項を加える改正規定並びに附則第 4 項の規定 <u>平成 32 年 4 月 1 日</u></p> <p>(6) 第 3 条並びに附則第 13 項から第 18 項までの規定 <u>平成 32 年 10 月 1 日</u></p> <p>(7) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定(第 2 号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第 33 条の 3 及び第 35 条の 2 の改正規定並びに同条例附則第 2 条の 3 の改正規定並びに附則第 3 項の規定 <u>平成 33 年 1 月 1 日</u></p> <p>(8) 第 4 条並びに附則第 19 項から第 24 項までの規定 <u>平成 33 年 10 月 1 日</u></p> <p>(9) 第 5 条の規定 <u>平成 34 年 10 月 1 日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 31 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第 1 項第 7 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 33 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成 32 年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 第 2 条中舞鶴市市税条例第 94 条第 3 項各号列記以外の部分の改正規定 <u>令和元年 10 月 1 日</u></p> <p>(5) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 48 条第 1 項の改正規定並びに同条に 8 項を加える改正規定並びに附則第 4 項の規定 <u>令和 2 年 4 月 1 日</u></p> <p>(6) 第 3 条並びに附則第 13 項から第 18 項までの規定 <u>令和 2 年 10 月 1 日</u></p> <p>(7) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定(第 2 号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第 33 条の 3 及び第 35 条の 2 の改正規定並びに同条例附則第 2 条の 3 の改正規定並びに附則第 3 項の規定 <u>令和 3 年 1 月 1 日</u></p> <p>(8) 第 4 条並びに附則第 19 項から第 24 項までの規定 <u>令和 3 年 10 月 1 日</u></p> <p>(9) 第 5 条の規定 <u>令和 4 年 10 月 1 日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第 1 項第 7 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和 3 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和 2 年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

旧	新
<p>4 から 11 まで (略) (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>12 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における附則第 10 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。</p> <p>13 (略) (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>14 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。</p> <p>15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 21 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納</p>	<p>4 から 11 まで (略) (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>12 平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間における附則第 10 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。</p> <p>13 (略) (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>14 令和 2 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。</p> <p>15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 21 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を令和 2 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>16 前項の規定による申告書を提出した者は、令和 3 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付</p>

旧	新
<p>付書によって納付しなければならない。</p> <p>17 附則第 14 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の舞鶴市市税条例（以下この項及び次項において「<u>32 年新条例</u>」という。）第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>32 年新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>18 <u>32 年新条例</u> 第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第 14 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>19 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>20 <u>平成 33 年 10 月 1 日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定に</p>	<p>書によって納付しなければならない。</p> <p>17 附則第 14 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の舞鶴市市税条例（以下この項及び次項において「<u>2 年新条例</u>」という。）第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>2 年新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>18 <u>2 年新条例</u> 第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第 14 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>19 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>20 <u>令和 3 年 10 月 1 日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によ</p>

旧	新
<p>よりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>22 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>23 附則第20項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下この項及び次項において「<u>33年新条例</u>」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>24 <u>33年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第20項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に</p>	<p>りたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>22 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>23 附則第20項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>24 <u>3年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第20項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規</p>

旧	新
<p>規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略)</p> <p>2 から 17 まで (略)</p>

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年条例第 23 号)旧新対照表

旧			新		
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の 2 の 2 の改正規定並びに附則第 4 条の 4、第 6 条及び第 6 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 項から第 5 項までの規定は、<u>平成 31 年 6 月 1 日から施行する。</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 31 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第 35 条の 2 の 2 並びに附則第 4 条の 4 及び第 6 条の 2 の規定は、<u>平成 32 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成 31 年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第 35 条の 2 の 2 第 1 項及び附則第 6 条の 2 の規定の適用については、<u>平成 32 年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の 2 の 2 の改正規定並びに附則第 4 条の 4、第 6 条及び第 6 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 項から第 5 項までの規定は、<u>令和元年 6 月 1 日から施行する。</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第 35 条の 2 の 2 並びに附則第 4 条の 4 及び第 6 条の 2 の規定は、<u>令和 2 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第 35 条の 2 の 2 第 1 項及び附則第 6 条の 2 の規定の適用については、<u>令和 2 年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第 35 条の 2 の 2 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(<u>平成 31 年 6 月 1 日</u> 前に支出したものに限る。)	第 35 条の 2 の 2 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(<u>令和元年 6 月 1 日</u> 前に支出したものに限る。)
附則第 6 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(<u>平成 31 年 6 月 1 日</u> 前に支出したものに限る。)	附則第 6 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(<u>令和元年 6 月 1 日</u> 前に支出したものに限る。)

旧			新		
	送付	送付又は舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年条例第 23 号)附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の舞鶴市市税条例附則第 6 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付		送付	送付又は舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年条例第 23 号)附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の舞鶴市市税条例附則第 6 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付
5	(略)	(固定資産税に関する経過措置)	5	(略)	(固定資産税に関する経過措置)
6		新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 <u>平成 31 年度</u> 以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)	6		新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 <u>令和元年度</u> 以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)
7		新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、 <u>平成 31 年度分</u> の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	7		新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、 <u>令和元年度分</u> の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
					改正附則 (施行期日)
					1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略)
					2 から 17 まで (略)

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例旧新対照表

旧	新
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した<u>日</u>において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他の生計の道がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した<u>日(以下「事故発生日」という。)</u>において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の<u>事故発生日</u>において、他の生計の道がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、</p>

旧	新
<p>団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の<u>申し出</u>が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該<u>申し出</u>が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月以前の各月(第1項の<u>申し出</u>が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該<u>申し出</u>が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p>	<p>第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の<u>申出</u>が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該<u>申出</u>が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月以前の各月(第1項の<u>申出</u>が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該<u>申出</u>が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p>

旧	新
<p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の<u>申し出</u>を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の<u>申し出</u>が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該<u>申し出</u>が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止す</p>	<p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の<u>申し出</u>を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の<u>申し出</u>が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該<u>申し出</u>が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p>

旧	新
<p>る。</p> <p>(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の<u>申し出</u>を行った場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。)から1年を経過する月以前の各月(第1項の<u>申し出</u>が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該<u>申し出</u>が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき遺族補償年金の額</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年</p>	<p>(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の<u>申出</u>を行った場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。)から1年を経過する月以前の各月(第1項の<u>申出</u>が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該<u>申出</u>が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき遺族補償年金の額</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給される</p>

旧				新			
金の額から差し引いた額とする。				べき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。			
9 (略)				9 (略)			
別表				別表(第5条関係)			
補償基礎額表(第5条関係)				補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円	団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円
備考				備考			
1 <u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</u>				1 <u>事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</u>			
2 (略)				2 (略)			
				改正附則 (施行期日等)			
				1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。 (経過措置)			
				2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の			

旧	新
	<p>期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。以下同じ。)及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</p> <p>(内払)</p> <p>3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく損害補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)及び旧条例の規定に基づく傷病補償年金等(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。</p>

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧		新	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(25) 住民基本台帳法第12条の4第4項の規定に基づく住民票の写しの交付	1通につき 300円	(25) 住民基本台帳法第12条の4第4項の規定に基づく住民票の写しの交付	1通につき 300円
(26) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。次号において「省令」という。)第11条第1項の規定等に基づく通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。 ア 通知カード又は個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合 イ 市の錯誤又は過失により交付等された通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付である場合 ウ 国外転出による通知カード又は個人番号カードの返納後	1件につき 500円		

旧			新		
<p>の再交付である場合</p> <p>エ 住民票コードの修正による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>オ その他市長が特に必要と認める場合</p>					
<p>(27) 省令第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定等に基づく個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合</p> <p>イ 市の錯誤又は過失により交付等された個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>ウ 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>エ 住民票コードの修正又は個人番号の変更による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>オ その他市長が特に必要と認める場合</p>	1 件につき	800 円	<p>(26) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定等に基づく個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合</p> <p>イ 市の錯誤又は過失により交付等された個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>ウ 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>エ 住民票コードの修正又は個人番号の変更による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>オ その他市長が特に必要と認</p>	1 件につき	800 円

旧			新		
			める場合		
(28)	(略)	(略)	(27)	(略)	(略)
(29)	(略)	(略)	(28)	(略)	(略)
(30)	(略)	(略)	(29)	(略)	(略)
(31)	(略)	(略)	(30)	(略)	(略)
(32)	(略)	(略)	(31)	(略)	(略)
(33)	(略)	(略)	(32)	(略)	(略)
(34)	(略)	(略)	(33)	(略)	(略)
(35)	(略)	(略)	(34)	(略)	(略)
(36)	(略)	(略)	(35)	(略)	(略)
(37)	(略)	(略)	(36)	(略)	(略)
(38)	(略)	(略)	(37)	(略)	(略)
(39)	(略)	(略)	(38)	(略)	(略)
(40)	(略)	(略)	(39)	(略)	(略)
(41)	(略)	(略)	(40)	(略)	(略)
(42)	(略)	(略)	(41)	(略)	(略)
(43)	(略)	(略)	(42)	(略)	(略)
(44)	(略)	(略)	(43)	(略)	(略)
(45)	(略)	(略)	(44)	(略)	(略)
(46)	(略)	(略)	(45)	(略)	(略)
(47)	(略)	(略)	(46)	(略)	(略)
(48)	(略)	(略)	(47)	(略)	(略)
(49)	(略)	(略)	(48)	(略)	(略)
(50)	(略)	(略)	(49)	(略)	(略)
(51)	(略)	(略)	(50)	(略)	(略)
(52)	(略)	(略)	(51)	(略)	(略)
(53)	(略)	(略)	(52)	(略)	(略)
(54)	(略)	(略)	(53)	(略)	(略)

旧			新		
<u>(55)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(54)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(56)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(55)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(57)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(56)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(58)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(57)</u> (略)	(略)	(略)
			改正附則 この条例は、公布の日から施行する。		

舞鶴市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項(<u>同項第2号に該当する場合に限る。</u>)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

旧	新
<p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は<u>保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>特定教育・保育施設の同号</u>」を「<u>特定教育・保育施設の同項第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、<u>同号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同項第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、<u>第1項第3号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>

旧	新
<p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 から 9 まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「特</p>	<p><u>(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項(同項第 2 号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 から 9 まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「特</p>

旧	新
<p>定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費をいう。以下)とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第 50 条において準用する次項及び第 19 条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第 19 条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育</p>	<p>定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。))とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第 50 条において準用する次項及び第 19 条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において同じ。))と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第 19 条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育</p>

旧	新
<p>認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>